

# 退園届・転出後の継続通園届

新宿区長 宛て

記入日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者住所 新宿区 \_\_\_\_\_

※区外転出の場合は旧住所を記入

日中の連絡先[電話番号]

父： \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

母： \_\_\_\_\_

フリガナ 児童氏名	生年月日	在籍園名	クラス
	年 月 日生		歳児 クラス
	年 月 日生		歳児 クラス
	年 月 日生		歳児 クラス

次の理由により、 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 で退園します。 ※該当項目にチェック☑

- 自宅で保育が可能となるため
- 幼稚園に入園するため [園名] \_\_\_\_\_
- 他の保育施設を利用するため [施設名] \_\_\_\_\_
- 新宿区外に転出するため [転出(予定)日] \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

の場合次の質問に進む

[転出先住所] 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- 転出先の区市町村の保育施設の利用を希望する。 ※事前に転出先の区市町村にご確認ください。
- 転出後も区外から継続して新宿区の園に通園(利用)することを希望する。  
[転出先区市町村への申込み(予定)] \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
[延長保育の継続希望] 区立園  なし  あり ※区立園の延長保育の継続利用は年度末までです。私立園は、直接園にご確認ください。
- 保育施設の利用を希望しない。

● 転出後に継続して通園できるのは、原則として年度末まで、または転出した月の末日までです。在園している園の種別やクラス、転出先の区市町村によって、継続して通園できる期間が異なりますので、転出する前にご相談ください。

● 転出した月の末日までに、転出先の区市町村で転入届と同時に、教育・保育給付認定申請、入園申込み(継続手続き)が必要です。手続きがされない場合は、継続して通園することはできません。

その他 \_\_\_\_\_

## [注意事項]

- 1 退園届は、速やかに保育課入園・認定係または在籍園へご提出ください。
- 2 提出された退園届の取消はできません。届出は退園(転出)することが確定してから行ってください。
- 3 退園する月の末日までの保育料(月額)をお支払いいただきます。未納がある場合は直ちにお支払いください。
- 4 先に交付した教育・保育給付認定の支給認定証は、新宿区に返還してください。(通知書は返還不要)